

第8章 水道水源林の管理

1 水道水源林の概要

多摩川の上流域に広がる東京都の水道水源林は、山梨県にまで分布し、その管理面積は25,444haで、東京都23区面積の約41%、羽村取水堰上流の多摩川流域面積の約52%に相当する規模を持っている。

水源林の管理は、良好な水源林を保護・育成することにより、水源かん養、土砂流出防止等の森林の機能を十分に発揮させ、安定した河川流量の確保及び小河内貯水池の保全を図ることを目的としている。

平成28年度からは「第11次水道水源林管理計画」（令和7年度までの10か年計画）に基づいて管理を実施しており、従来からの取組である水道水源林の管理に加え、民有地を含む多摩川上流の全域を見据えた森林の育成・管理に取り組んでいる。この実現に向け、事業体系の柱の一つとして新たに「民有林の再生」を掲げ、民有林の購入や購入後の森林整備、ボランティアによる民有林の再生を行っている。

平成29年度からは「みんなでつくる水源の森実施計画」（令和2年度までの4か年計画）に基づき、民有林の積極的な購入や多様な主体と連携した森づくりに取り組んできた。さらに令和3年度からは「都民の理解を促進する取組」を新たな柱に加えた「みんなでつくる水源の森実施計画2021」（令和7年度までの5か年計画）に基づき、水源地保全の重要性について理解促進に取り組んでいる。

(1) 多摩川集水面積（羽村取水堰上流域）

令和6年3月31日現在

場 所	水道水源林	公私有地	計	比 率
東 京 都	10,036 ha	17,692 ha	27,728 ha	57 %
山 梨 県	15,408 ha	5,630 ha	21,038 ha	43 %
計	25,444 ha	23,322 ha	48,766 ha	—
比 率 (%)	52	48	—	100

(2) 水源林の管理面積

(上段:面積、下段:蓄積)

令和6年3月31日現在

場 所	天 然 林	人 工 林	除 地	計
東京都奥多摩町	6,916 ha 1,116,489 m ³	2,887 ha 1,304,713 m ³	233 ha —	10,036 ha 2,421,202 m ³
東京都計	6,916 ha 1,116,489 m ³	2,887 ha 1,304,713 m ³	233 ha —	10,036 ha 2,421,202 m ³
山梨県小菅村	1,386 ha 246,455 m ³	695 ha 332,171 m ³	39 ha —	2,120 ha 578,626 m ³
山梨県丹波山村	6,117 ha 950,051 m ³	1,416 ha 465,157 m ³	147 ha —	7,680 ha 1,415,208 m ³
山梨県甲州市	3,003 ha 422,223 m ³	2,353 ha 646,964 m ³	252 ha —	5,608 ha 1,069,187 m ³
山 梨 県 計	10,506 ha 1,618,729 m ³	4,464 ha 1,444,292 m ³	438 ha —	15,408 ha 3,063,021 m ³
合 計	17,422 ha 2,735,218 m ³	7,351 ha 2,749,005 m ³	671 ha —	25,444 ha 5,484,223 m ³
面 積 比 率 (%)	68	29	3	100

※ 管理面積には、水源かん養契約林を含む。